

CLUB SINEPOST クラブ規約

第1章 総則

第1条（名称）

当クラブの名称を以下のとおりとする。『通称：CS（シーエス）』

CLUB SINEPOST（以下「クラブ」という）

第2条（設立日）

当クラブの設立日を以下のとおりとする。

令和2年4月1日

第3条（事務局所在地）

当クラブの事務局は、主たる事務所を京都市内に置く。

第4条（目的）

当クラブは、バスケットボールの活動を通じて、スポーツの発展に献身し、自分の可能性を最大限に高めることに寄与することを目的とする。

第5条（活動）

当クラブは、第4条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- （1）基礎基本的な技術習得のための定期的な練習会
- （2）練習会の成果を試す交流会（練習試合）
- （3）U-15カテゴリーに属する各種大会に参加
- （4）その他、第4条に即した諸活動

第2章 会員

第6条（会員資格）

当クラブの会員は、当クラブの活動の趣旨に賛同し、共に活動を行うことを希望する小学6年生から中学3年生の女子とする。なお、他のクラブチームへの掛け持ちは不可とする。
（コンペティティブコースのみ）

第7条（休会）

休会（引続き1ヶ月以上3ヶ月以内を休む場合をいう）を希望する会員は、原則として休会を希望する月の10日までに届け出る。

第7条 第2項（休会）

休会の期間は3ヶ月以内とする。

第8条（退会）

退会を希望する会員は、退会を希望する月の10日までに届け出る。退会届を必ず提出する。

第3章 事故等

第9条（賠償責任）

本チームの活動中に発生した事故及び障害については保険の適用内とし、指導者、保護者、本チームは一切の責任を負わない。

第4章 組織

第10条（役員）

当クラブに以下の役員を置く。役員は兼ねることができる。

ヘッドコーチ 1名
A・コーチ 数名
トレーナー 1名
サポートスタッフ 数名（ボランティアスタッフ）

第11条（役員の責務）

ヘッドコーチは、当クラブを代表し、円滑な運営に努め、当クラブの活動を統括する。A・コーチはヘッドコーチを補佐し、ヘッドコーチが欠員のときはヘッドコーチの職務を遂行する。

第12条（サポートスタッフ）

当クラブに以下のサポートスタッフを置く。なお、サポートスタッフは当クラブ会員で構成する。ヘッドコーチ、A・コーチがサポートスタッフを兼ねることもある。

総務 1名
会計 1名
庶務 1名

第13条（サポートスタッフ任期）

サポートスタッフの任期は、1年とし、再任を妨げない。年度途中、欠員補充により選任されたサポートスタッフの任期は、前任者の残任期間とする。

第14条（サポートスタッフ任務）

サポートスタッフの任務を以下のとおりとする。

総務は、当クラブの活動全体に関する連絡調整等の業務を掌る。
会計は、総務をサポートするとともに、当クラブの活動推進に関する会計業務を担う。
庶務は、総務をサポートするとともに、当クラブの一般的な事務作業等を扱う。

第5章 役員会等

第15条（役員会等）

当クラブの活動を円滑に行い、日常の活動内容を決定するために各役員の出席のもとに、ヘッドコーチの招集により役員会を定期的に開催する。

第6章 財産

第16条（財産）

当クラブの運営上必要な物品・現金等の財産は、善良なる管理者の注意義務をもって、ヘッドコーチがこれを管理する。

第17条 第2項（財産）

当クラブの財産の管理の方法については、役員会の定めるところによる。

第18条（経費等）

当クラブの経費は、会費その他の収入をもって充てる。

第19条 第2項（経費等）

当クラブは、を運営費用とするために、会費を募る。

第20条（会計年度）

当クラブの会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

第21条（会計報告）

ヘッドコーチは、年1回、その会計年度に係る財産の収支について、社員総会にて会計報告を行う。

第7章 写真、映像の使用

第21条（写真、映像の使用）

本クラブの活動風景を撮影した写真及び映像を、ホームページ、その他のプロモーションに使用する場合がある。

第8章 規約の改正

第22条（規約の改正）

本クラブは、必要に応じ随時、本規約を改正することができると共に、本規約に関する事項については細則を定めることができる。